



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
 発行責任者：岩橋 祐治
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
 平和と労働センター・全労連会館6階
 Tel (03) 5842 - 5601
 Fax (03) 5842 - 5602
 毎月1日発行
 年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む)
<http://www.inoken.gr.jp>

働くもののいのちと健康を守る「要」として前進しよう

第12回地方センター交流集会

2月25～26日「いの健」全国センターは、第12回地方センター交流集会を金沢市で開催しました。18県（センター・県労連）と全国センターから48人が参加しました。

北陸での前進を

福地保馬理事長が開会にあたって主催者あいさつ（写真）。「福井県三星化学工業の膀胱がん多発について、化学一般を中心に積極的に取り組まれている。職業がんは、労災認定が極端に少ない。地方センター・ブロックは、働く人々のいのちと健康を守る要となる。交流会を一つの契機に北陸の地でもさらに前進をはかろう」とあいさつしました。

記念講演は、金沢大学名誉教授の伍賀一道氏が「『働き方改革』をめぐる対抗といのち・健康を守る課題」をテーマに行いました。（詳細2面）。

労組結成と7人の膀胱がん労災認定

特別報告は、化学一般関西地本三星化学支部の田中康弘書記長が「膀胱がん多発と労組結成の教訓」について行いました。三星化学工業では、2014年2月からオルトトルイジンを扱っていた労働者・退職者から膀胱がんが多発。労組結成も視野に入れて学習会などを取り組み始めた直後、田中さん自身も発症してしまいました。そして、2016年1月に組合を結成。団体交渉によって、職場環境改善や膀胱がん検査の強化を実現してきています。昨年12月に7人の労災が認定されました。しかし、会社からの謝罪はなく、新たなり患者もみつかっています。「組合の重責をひしひしと感じている」と田中さんは語っています。

職場とのつながりの強化を

指定発言は4本。徳島県センターの井上玉紀事務局長は「センター再結成から1年の取り組み」としての活動報告、大阪センターの鈴木まさよ事務局長は、職場の労働安全衛生活動の強化との関係を中心にセンターの取り組みと今後の課題を報告しまし



た。大阪センターでは、理事会で2回にわたって労安活動の活性化について討論。単産の実情や困難な課題を共有することが運動を進めるカギになっていると語りました。

神奈川センターの蓮池幸雄事務局長は「地方センターが職場にどうつながるか」について報告。岡山センター藤田弘起事務局長は中四ブロックセミナーについて「持ち回りで開催し、県センターの結成につなげている」と報告しました。北九州労働者の健康問題連絡会議の前田一樹幹事からは、「ROUAN塾」の取り組みについて報告がありました。

「ROUAN塾」は、現在3期目を開講中。1～2回の塾生が実行委員会を構成し企画しているとの報告に後継者育成の課題へのヒントになるとの感想が出されています。

2日目は、活動交流を中心に分散会を行いました。最後に岩橋祐治全国センター事務局長が、「過労死ラインを公然と認めようとする『働き方改革』を許さず、ディーセントワークを実現しよう」と呼びかけ閉会しました。（全国センター 岡村やよい）

〈今月号の記事〉

地方センター交流集会	2面
公務員酷務	3面
各地・各団体の取り組み	4～6面
過労死ラインの上限時間を許すな！緊急院内集会	
／相談室だより	7面
航空政策セミナー	8面

地方センター交流集会 記念講演から

「働き方改革」をめぐる対抗といのち・健康を守る課題 (要旨)

金沢大学名誉教授 伍賀 一道

第12回地方センター交流集会で伍賀一道氏が行った記念講演の要旨を紹介します(写真)。

労災・職業病はディーセントワークの対局

現在の労働者をめぐる状況の特徴として「過労死予備軍+ワーキングプア(非正規雇用)」の併存があります。そして「雇用・賃金・労働時間・労働安全衛生」は相互に深い関係があります。非正規雇用率は37%を超えています。

過労死問題では、特に精神疾患の労災申請数が年々増加していること、そして、申請した人の背後には膨大な過労死・過労自殺・精神障害の人たちが隠れていることを指摘したいと思います。警視庁の自殺白書では「被雇用者・勤め人」の自殺者は2015年で1800人となっています。

最大要因は長時間労働

日本の労働時間が主要国との比較で高いことはご承知のとおりです。産業別にみると運送業、飲食サービス、教育関係等が非常に高く、その割合は、疲労の蓄積度が高い労働者割合と酷似しています。裁量労働制については、1ヵ月の総労働時間が240~300時間の労働者の割合が、通常の勤務時間制度をとっている場合の16.9%に対して、裁量労働制・みなし労働制の場合34.2%と増加していることから「裁量労働・みなし労働=自由な働き方」ではないことがはっきりしています。

日本のもう一つの特徴は、ストレスの強い働き方だということです。正社員のストレス状況調査によるとストレスの高い業種は、「医療・福祉」「宿泊業・飲食サービス」「卸売り・小売り」と続いています。また、深夜働く労働者(例えば深夜2~3時に働いている人)は、2001年の82.9万人から2011年には121.4万人へと増えています。120万人は石川県の人口を超えるものです。

「雇用制度改革」から「働き方改革」へ

安倍政権は、雇用の劣化と働き方の貧困を加速させてきました。非正規雇用者の増加は正社員の長時間労働につながります。仕事の責任の増加と同時に非正規雇用の離職の高さは教育訓練の負担が増加させ、代替要員としてシフトに入ることを余儀なくされるのです。また、個人事業主(個人請負)という働かされ方が塾の教師、SEなどにとどまらず工場



内で働く人にも広がっていることをみておかなければなりません。

そして2016年8月、安倍首相は「非正規という言葉を一掃する」とし、「同一労働同一賃金、長時間労働の是正、高齢者や女性の就労促進」を軸とした「働き方改革」を言い始めました。一見、「ディーセントワーク」に近づけるようですが、実際は逆であり、企業経営者の期待する裁量労働制やテレワークなどの在宅勤務の拡大、「脱時間給」制度の導入(「企業経営者100人アンケート」)に依るものになっています。

例えば労働時間の上限規制。繁忙期に月100時間まで認める考えを打ち出し、勤務間インターバル制は見送りです。政府の「働き方改革実現会議」では、3月末までに実行計画を取りまとめるとしています。まさに今が勝負の時です。

「労働者」はなくなる?

経済産業省所管の「雇用関係によらない働き方に関する検討会」では、「クラウドソーシング」という「インターネットを活用し、世界中の人材資源に直接アクセスし仕事の受発注ができる」サービスが報告されました。2011年に設立されたクラウドサービス社は、発注者14.5万社と受注者110万人を登録していると言います。「誰でもがどこでも自由に働くことのできる」例ということです。

そのことを極端に著わしたものが「働き方の未来2035一人ひとりが輝くために」(厚労省同懇談会報告書)です。2035年には「企業と労働者が対等な契約で働く」「個人事業主と従業員の境は曖昧になる」とし、労働者保護の規制はなくなるかのような未来社会を示しています。

業務量の抑制と人員確保、賃金の引き上げなしには長時間労働はなくせません。労基法改悪を許さず、私たちの働き方要求を掲げていくことが重要です。

(編集部)

「公務員酷書ーヤバすぎる公務員削減」

月刊誌「KOKKO」2月号で特集

国の行政機関で働く国家公務員の定員は、政府が定員削減計画を1968年に策定して以降、1972年の沖縄復帰による約90万人をピークに、2016年は約29万人と3分の1以下に減らされています。現在でも毎年2%もの人員が削減され続けており、主な削減対象は、国民と直接向き合う地方出先機関の職員となっています。

たとえば労働基準監督署等の労働相談コーナーに寄せられる「総合労働相談件数」は、2006年度約94万件から2015年度103万件と増加。また、首都圏空港の発着回数増加やLCC（格安航空会社）の拡大により、航空交通量は2000年の396万機から2013年には589万機と1.5倍にもなっています。行政需要の増加にかかわらず、国家公務員数は減らされ続けています。

過労死と隣り合わせ

職場では長時間過密労働が広がっています。2015年に霞ヶ関国家公務員労働組合共闘会議が行った「残業実態アンケート」では、3,060人（霞ヶ関で働く国家公務員の9%）が月80時間以上の残業を強いられる過労死危険ラインで働き、うち7.6%が過労死の危険を感じたことがあると回答しています。残業の最も大きな要因は、「業務量が多いため」と6割の職員が回答しています。業務量に対して職員が少なすぎる状況は、中央省庁だけではなく、全国にある国の行政機関でも同じ状況です。

国家公務員の定数が削減されるなか、業務量の増加に対応するため、ハローワークなどの窓口職員をはじめ、非正規職員化や委託職員化がすすんでいます。低賃金かつ不安定な雇用で働かされる「官製ワ

ーキングプア」です。さらに、正規・非正規を問わず長時間過密労働やハラスメントにより心と体の健康被害・長期間の病気休暇取得者が増え、さらに劣悪な環境に陥るといふ負の連鎖が起こりかねない状況です。

このような状態が続けば、公務の質の低下を招き、公務公共サービスの受け手である国民の権利、安心・安全が脅かされることとなります。実際、電通の過労自死問題や軽井沢スキーバス転落事故などでは、企業を指導・監督する行政体制の不備が指摘されています。

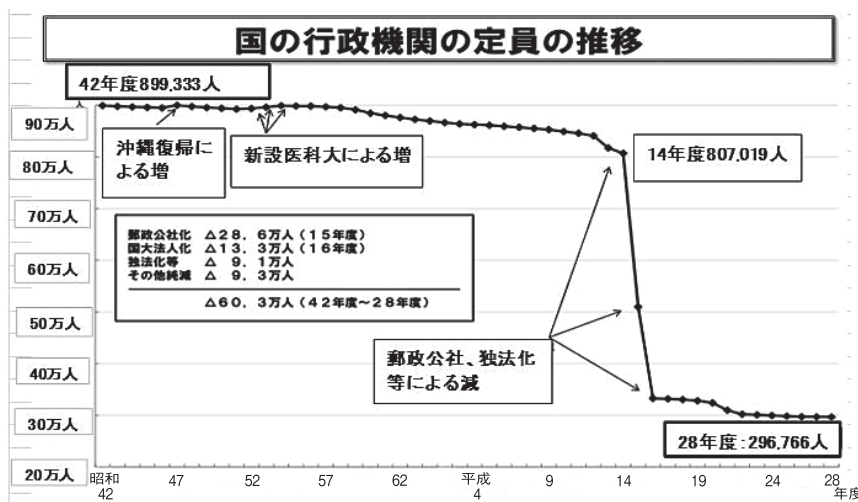
ヤバすぎる公務員削減

日本国家公務員労働組合連合会（国公労連）が発行する月刊誌「KOKKO」2017年2月号では、特集「公務員酷書ーヤバすぎる公務員削減」で行政分野ごとに公務員が減らされていることの危険性を告発し、公務員の大幅増員が必要であることを具体的に指摘しました。

一部を紹介すると、「ブラック企業」などの劣悪な労働環境に苦しめられている労働者が広がっているのに、対策にあたる労働行政職員は外国の数分の1。火山・地震・津波などの自然災害から国民を守り、交通運輸の安全を確保する職員が減らされている国土交通行政、携帯電話やインターネットの普及で欠かせない情報通信環境を守る職員が不足し電波監視体制や周波数管理等が維持できない通信行政などとなっています。他の行政分野からも多く指摘されています。

月刊誌「KOKKO」は1冊500円。Amazonでも購入可能です。国公労連では「国民の権利と安心・安全をまもる公務・公共サービスの拡充を求める請願署名」ととりくんでいます。ご協力をお願いします。

(国公労連 橋本恵美子)



各地・各団体のとりくみ

建交労

改善基準告示の抜本改正・法制化を 労災職業病部会学習・交流集会

建交労全国労災職業病部会は、1月19～20日に学習・交流集会を開催し、全国各地の実務担当者をはじめ48人が参加しました。

今回は、厚生労働省で検討されているじん肺診断におけるCT偏重の流れについて学ぶ講演と、業種・部会を超えた特別報告を企画しました。

1日目は、全国トラック部会の鈴木正明事務局長が「トラックドライバーの実態」について特別報告しました。道路貨物業は、最も多くの過労死を生み出しています。原因としては、厚生労働省より「1ヵ月293時間、1日最大16時間以内」の長時間拘束を可能とする「自動車運転手の労働時間等のための基準（改善基準告示）」が示されているため。それでも2015年に監督が実施された2,783事業場の約7割が、告示違反だったという実態があります。違反事項として最も多かったのが拘束時間違反の1,544事業場でした。

全国トラック部会では、「改善基準告示」について中身の抜本改正とその法制化を求めるたたかいにとりくんでいることが報告されました。

続いて、東京法律事務所の青龍美和子弁護士から「安倍政権が狙う憲法『改正』とは」と題しての記

念講演が行われました。私たちにとって身近な問題として日本国憲法の考え方を天賦人權論（すべて人間は生まれながらに自由かつ平等で、幸福を追求する権利をもつという思想）、立憲主義、共謀罪をあげ、自民党が狙う改憲草案の危険性を学習しました。



2日目は、北海道勤労者医療協会・札幌病院の細川蒼至雄医師より「職業性肺疾患の基礎と臨床」について学習しました（写真）。アスベスト症例の病理や事例紹介、石綿労災認定基準のヘルシンキクライテリア（石綿の健康評価に関するヘルシンキ国際会議のコンセンサスレポート）に対する問題点などスライドや内視鏡動画を交えてお話をいただきました。

また部会の担当幹事が昨年の振動病新規認定における特徴などを報告しました。

かなりタイトな集会でしたが、夕食交流会も活用して交流と学習を深めることができました。

（建交労 藤好重哲）

MIC

過労死防止にILO187号条約を生かす いのちと健康委員会学習会

大手広告会社の20代女性社員が過労自殺した事件を契機に、長時間労働、深夜労働の問題に注目が集まっています。そこで日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）では村上剛志氏（社会医学研究センター理事）を講師に招き、2月15日に「インターバル規制&夜間交替制労働学習会」を開催しました。

最初に長時間労働と夜勤労働が与える生理的な影響について学習しました。長時間労働や睡眠不足は、脳血管疾患や糖尿病の発症の要因となり、また発がん率が高くなるという研究結果が出ています。また長時間過密労働は「うつ病発症」「早くから認知症になりやすい」という研究報告についても学習しました。

講演後には、職場報告と質疑応答を行いました。職場からは「昔は組合が要求して夜勤を含め3勤1休を勝ち取ったが、今では人員不足で夜勤明けから夕方から再び夜勤に入ることもある」という報告も

ありました。村上氏は「EU諸国では勤務間インターバルを義務化し、また夜勤規制も厳しく、スウェーデン、ノルウェー、フィンランドなどは夜間勤務が必要な職種（医療関係・航空関係）以外は原則禁止」と指摘。「2007年7月24日に日本政府はILOで採択された『職業上の安全及び健康促進枠組条約（第187号）』の世界最初の批准国となっており、第187号条約を生かす取り組みが、長時間過密労働・過労死防止に連なっていくべき」と強調しました。

参加者からは「仕事はある。要求しても人員は増えない。労働組合として具体的にどうしたらいいのか」という質問もありました。村上氏は「過酷な長時間過密労働、深夜労働を続けていく。見渡せば仲間や先輩が、ガンや脳血管疾患で亡くなり、早くから認知症になっていく。そうなる前に自分たちの命と健康の問題と捉え直せば、おのずから答えは見えてくるはず」と答えました。単組・単産・労使の枠を越えて社会全体の問題として長時間労働・深夜労働について考えていく重要性を再確認しました。

（MIC 山下一行）

各地・各団体のとりくみ

福岡

職場・地域にローアンの風を

第23回定期総会

いの健福岡地区連絡会第23回定期総会は、2月22日福岡市中央区で開催されました。参加数は30団体76人で、労働組合関係が20労組でした。

総会の記念講演は、そのときの情勢にあわせた題目で企画、「幅広い労働組合の参加」を重視し、あらゆる機会を通じて参加を呼びかけてきました。

今回の企画は、11月の代表幹事会で確認された「電通事案を風化させない」というコンセプトでスタートしました。

電通事件を風化させない

当日は、総会議事を15分で終了した後、川人博弁護士が動画を交えて講演(写真)。内容は「大企業の過労死の実態と企業不正～電通事案を通して解決の道をさぐる～」という演題に沿って、国内にとどまらない企業不正の実態とそれに対応すべき労働組合の役割を十分に学習することができました。講演の内容は、「過労自殺(第二版)岩波新書」に詳しく記されています。

総会後は、21人の仲間の「1分スピーチ」で盛



り上がり、当日駆けつけて頂いた兵庫家族の会の金谷一美氏や大分の遺族の方々の思いをふまえて「九州家族の会」結成にむけての方向性が確認されました。

3月8日に開催された第1回代表幹事会では、総会の総括が行われました。参加者の特徴としては、福岡医療団が労組を含めて多数の参加と発言をしました。民放労連が定例幹事会を学習会に変更して参加。自由法曹団の方々や県労連・福岡地区労連の加盟組合はもとより、連合加盟の組合員も散見され、当初の目的であった労働組合を中心に「地域にローアンの風を吹かせる」という第一歩を記すことができました。この総会の成功をバネに職場と地域に「ローアンの風」を吹かせて行きます。

(全法務福岡支部 江崎 洋)

建設アスベスト

歴史的な勝利判決を勝ち取ろう

神奈川第1陣訴訟控訴審結審大集会

3月14日は、神奈川建設アスベスト第1陣訴訟東京高裁の結審日でした。朝から行動が組まれ、18時30分からは、結審大集会が東京・大井町にて行われました。幅広い支援者を含め800人が参加しました。

主催者あいさつ、全建総連からのあいさつに続き、西村隆雄神奈川弁護士団長から裁判の報告が行われました(写真)。西村弁護士は裁判の意義について、①国の責任をゆるぎないものにする、②メーカー責任の流れをつくる分岐点になる、③一人親方に対する責任を認めさせる、という3点を強調しました。また、高裁での初めての勝利判決は、その後の判決、基金制度創設に絶大な影響力を持つと指摘されました。

原告側は結審に向けて、争点の一つひとつに対して膨大な最終準備書面を提出。国側は提出しませんでした。判決日は「書面を仔細に検討したい」という理由で後日指定。原告・弁護団の声を真剣に受け止めることが求められています。



続いて、原告からの訴えがありました。「夫は病床でも大工は天職だった。早く危険を知らせてほしかったと悔しがっていた」と桑原さつ子さん。また、夫と次男を亡くした栗田博子さんは「一緒に働いていた長男が大きな不安を抱えている」と語られました。

提訴から9年。第1陣の中でも多くの原告が亡くなっています。裁判をせずともすべての被害者が救済される基金制度がどうしても必要です。

3月17日には、神奈川第2陣が横浜地裁で結審となります。勝利までできることをすべてやる、という決意を固めあう集会となりました。(編集部)

各地・各団体のとりくみ

長野

工事写真解析で労働実態を解明 建設業現場代理人過労自死事件

2017年1月20日、両親が提出していた故小池雄志さんの労災申請に対し、伊那労働基準監督署は労災認定を決定しました。

長野県伊那谷にある建設会社の建築部で働いていた小池雄志さんが2015年3月に自死したのは、職場での長時間労働とパワハラが原因として、小池さんご両親が労災申請していたものです。

雄志さんの働いていた会社は2014年12月に国土交通省の出先事務所の改修工事を受注し、雄志さんは現場代理人でした。国土省の工事は、工事完成までの工事管理は工事請負会社が行うこととなり、施工計画書や段階確認願いなど沢山の工事書類が必要で、発注者からのチェックは厳しく、承諾されないと次の工事工程に入れられないというものでした。雄志さんは工事の現場監督と工事書類の作成・修正を一人で行っていました。工事には上司の主任技術者がいましたが、書類作りの指導や手伝いもなく、逆に工事の遅れ、工事書類の不備を激しく攻めるだけでした。

夜遅く休日返上で懸命に働き、工事を進めた雄志さんでしたが、過重な仕事によりうつ病を発症し、自死に追い込まれたものです。

労災申請までの経緯と支援する会の活動

雄志さんご両親は、岡谷市の松村文夫弁護士の指導を仰ぎながら2015年12月、伊那労働基準監督署に労災申請書を提出しました。2016年4月に「故小池雄志さんの労災認定を支援する会」が結成され、議長には北澤地区労連議長が就きました。

その後、様々な集会などの機会を通じ、労災認定に向けた支援を訴えながら、署名を中心に活動を進



報告会であいさつする雄志さんご両親

めました。長野県労連、「いの健」長野センター、過労死を考える家族の会の支援・協力も得て、12月までに9回に渡り、11,662筆の署名を伊那労働基準監督署に提出しました。

認定を勝ち取った要因

雄志さんの職場は工事現場で、タイムカードは無く超過勤務時間は自主申告が一般的な建設業界にあって、長時間労働とパワハラを証明することは困難でした。

2月23日に開催した労災認定報告会の中で、松村弁護士は労災認定を勝ちとった要因として、「残されていた650枚の工事写真をお父さんが解析し、労働実態と過重負担の解明が出来たこと」「雄志さんの同級生や近所の人、すでに会社を退職した同じ部署で働いていた方の陳述証言が得られたこと」等を上げました。

過労死の労災を申請しても、3人に1人しか認定されない現状の中で認定を勝ち取ることができ、支援していただいた多くの皆様に感謝申し上げます。

(労災認定を支援する会 林 澄男)

大規模災害時の労働者のメンタルヘルス・過重労働を考える学習会

日時 4月22日(土) 13:30~16:30

会場 平和と労働センター・全労連会館2階ホール

(JR 御茶ノ水駅から徒歩8分、地下鉄御茶ノ水駅から徒歩7分)

<http://www.zenrouren-kaikan.jp/access.html>

講演 「災害時に職員の健康を守る取りくみ—予防医学的支援の重要性」(仮)

講師 田村昭彦氏(医師、「いの健」全国センター副理事長、九州社会医学研究所所長)

実施報告 自治労連/宮城県教組/国土交通省労組/熊本県労連

参加費 500円

いのちと健康に「特例」はない 過労死防止法違反は許さない

過労死ラインの上限時間を許すな！ 3・15 緊急院内集会

時間外労働の上限を「月100時間、2～6カ月平均で80時間」とするという動きに対して、3月15日、労働弁護団・過労死弁護団・過労死を考える家族の会の共催で緊急院内集会が行われました(写真)。

“過労死” はなくすもの

3月13日に、日本経団連と連合両会長と首相の会談により「月100時間未満で合意」され、17日の「働き方実現会議」で正式決定かという緊迫した情勢のもと、会場いっぱいの方が駆け付けました。日本労働弁護団の梶一郎幹事長は、「(上限規制の)例外をつくるなら労災認定基準を大幅に下回るものにすべき。100時間を法定することで、使用者の安全配慮義務違反が免罪されてはならない」と発言(写真)。過労死弁護団の川人博幹事長は「過労死について、補償はするがなくすことはしないということ」と政府の姿勢を厳しく指摘しました。

遺族として強く訴える

6人の過労死遺族の発言は、政府案の不当性を強く裏付けるものでした。100時間に満たない時間外労働でも労災認定されていること、残業時間の申告が過小な届け出になることが多いことなど、自身の体験から訴えました。「80～100時間は人が死ぬ時間」「繁忙期には過労死してもよいのか」「人のいのちに特例はない」「死に至らなくとも脳・心臓疾患や精神疾患になっている人はたくさんいる」とい



う発言は、参加者に強くせまりました。

「健康にさわめて悪いとわかっている長時間労働を、なぜ法律で認めようとするのか。まったく納得できません」という高橋幸美さん(過労自殺したまつりさんの母)の手記も紹介されました。家族の会寺西笑子代表は「過労死防止法に逆行する改悪は絶対に阻止したい」と強く決意を述べました。

1日8時間労働を原則に

過労死等防止対策推進全国センターの森岡孝二共同代表は、「1987年の労基法改正以降、1日8時間労働がくずされ変形労働制が増えた。高度プロフェッショナルや裁量労働の拡大とセットで強行されたら、労働時間という概念さえなくなる。労働時間問題を政治課題とすることが必要」と指摘しました。

最後に「真に実効ある労働時間の上限規制を求める緊急共同声明」が提案され、取り組みを強めることを確認しました。(全国センター 岡村やよい)

シリーズ 相談室だより(113)

新労災不服審査制度の取り組み ③

※前号に続き新しい不服審査制度に対する取り組みです。

資料の交付：資料の交付請求時に、口頭意見陳述の開催日について打診がありましたが、資料の内容を検討するには1カ月程度が必要であり、逆に資料交付の日が決まらなると設定できないと伝えました。

なお交付された資料は、これまで情報公開で入手したものと全く同じ水準のものでした。

質問書の提出：処分庁に対する質問は、資料の交付を受けて内容を検討するため、1カ月程度の時間が必要と伝えました。最終的には、11項目の質問書を事前に提出しました。

口頭意見陳述：①代理人の出席：当日は非公開。発言予定の代理人のみ出席が認められることになり、請求人他4人を代理人として通知しました。②会場設営：処分庁と請求側が対面の形になりました。③処分庁への質問：約1時間あらかじめ提出した質問書への回答と再質問が行われました。その後、請求人側の意見陳述が行われ、予定通りの1時間半で終了しました。

昨年4月から、新不服審査制度に基づく審査が始まりましたが、内容が十分周知されていません。制度の運用は審査官が行います。千葉の事例はその一つですが、先例になるので、最初の取り組みを重視して行うことが必要です。

(千葉センター 中林正憲)

広がる劣悪勤務 健康と安全輸送、社会生活が守れる勤務の実現をめざして

第36回航空政策セミナー

航空労組連絡会は2月4日、第36回航空政策セミナーを東京品川区の南部労政会館で開催しました。航空労働者をはじめ国会議員・研究者・マスコミ関係者など100人が参加しました。セミナーは毎年開催しており、春闘に向けた学習の場として位置付けています。

今セミナーでは、テーマ1「航空会社の経営分析」、テーマ2「健康と安全輸送、社会生活が守れる勤務の実現をめざして」の講演と現場からの報告、テーマ3「60歳再雇用制度の拡充を目指して」について学習を深めました。本稿では、テーマ2の「健康と安全輸送、社会生活が守れる勤務の実現をめざして」について報告します。

過労災害をなくす勤務改善を

近年航空業では、人員不足や高稼働による労働強化が職種の違いを超え広がっています。こうした過重労働によってパイロットでは乗務中断者（航空身体検査上乗務不可）の増加、客室乗務員の健康被害、整備職では過労死裁判に発展する事例も起きています。地上支援業務を行うグランドハンドリングでも慢性的な人員不足が続いています。こうした状況に歯止めをかけ、改善の方策を打ち出すことが喫緊の課題と考え、今回は特に勤務と労働に焦点をあてました。

「迫り来る『過労災害』への予防を考える」と題して講演した奥平隆航空連顧問は、年々酷くなる勤務実態を踏まえ、過重労働がもたらす災害予防の観点から夜間勤務のありかた、「睡眠の質」に焦点をあて、米国の研究者の研究による科学的根拠、ICAO（国際民間航空機関）のガイドライン、ストレス解消のための「遊び」の重要性、過労災害を予防するための労働組合の役割を提起しました。

歯止めがかからない退職

現場からの報告では、片岡稔航空連副議長がパイロットの勤務について報告。稼働強化の結果としてJAL・ANAの年間乗務時間が900時間となり航空法の制限に近づいていること、そして乗務中断者が増加傾向にあるなか、JALでは安全運航のために設けている乗務時間制限を900時間から960時間に延長する提案がされていると報告しました。

前田環客室乗務員労組連絡会事務局長は客室乗務員の勤務実態を報告。客室乗務員の勤務が「暦日休



夜間勤務のあり方について講演する奥平顧問

日」から、一定時間を確保することで勤務を可能とする「時間インターバル方式」の導入によってより過密な乗務が可能になった背景に、航空法のしびりが無いことを指摘しました。LCC（格安航空会社）では、13日間で3日間の公休がありますが2日間は成田空港への移動にあてられ、公休が勤務のための移動日になり、休日として過ごせたのは1日だけだった実態を報告しました。

整備現場の労働実態は安藤晴雄整備連事務局員が報告。スカイマークの猪俣過労死裁判から、昼間帯も夜間も同じ勤務時間なら疲労は同じとした裁判所の問題点を指摘し、アンケートに寄せられたヒヤリハットの実態やJALの整備子会社の休日が業界最低水準の年間79日と訴え、整備士の疲労と安全について報告しました。

グランドハンドリング（地上支援業務）の労働実態は島田聡航空連副議長が報告。羽田空港でJGS（JAL系）とANAAS（ANA系）の人員不足や勤務実態、減らない事故・トラブルについて報告しました。広がる業務領域のなか、専門的な知識習得が求められる一方で、歯止めがかからない退職、不慣れな作業、技量の未熟な作業が増加していると指摘しました。

私たちは、「労働条件は安全を支える基盤」と位置付けています。今春闘は、賃金引上げはもちろんですが、人を大切にしまつような社会生活が営める勤務改善を前進させることが、まやかしてない真の働き方改革に繋がります。

ともに頑張りましょう。

（航空連 佐々木寿典）